

山鹿市立小中学校タブレット端末整備調達賃貸借
等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年10月15日

山鹿市教育委員会

(学校教育課)

1. 目的

この実施要領は、山鹿市立小中学校タブレット端末整備調達賃貸借等に係る受注者の選定において、当該施策の重要性に鑑み、受注者の技術能力や意欲等を勘案し、より質の高い環境を確保するため、プロポーザル方式による受注者選定を実施することについて必要な事項を定めたものである。

2. 各種事項

- (1) 業 務 名 山鹿市立小中学校タブレット端末整備調達賃貸借等業務
- (2) 業務内容 別紙「山鹿市立小中学校タブレット端末整備調達賃貸借等業務仕様書」
 (以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 業務場所 山鹿市立小中学校（詳細については仕様書のとおり）
- (4) 契約期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで（60か月）

3. 業務に要する費用（見積限度額）

総額 1, 1 2 1, 7 9 4, 0 0 0 円（税込み）

参考見積書の金額が、業務に要する費用（見積限度額）を超過した場合は失格とする。

4. 事業者選定スケジュール

- (1) 提案書等の提出締切・・・・・・・・・・令和 7 年 1 1 月 4 日（火）
 - (2) プレゼンテーション及び提案審査・・・・・・令和 7 年 1 1 月 2 0 日（木）予定
 - (3) 審査結果通知・・・・・・・・・・令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）予定
- ※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性がある。

5. プロポーザル参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 山鹿市物品購入契約等の入札等の参加資格者名簿に登録されており、受注候補者特定の日までに山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (5) 山鹿市暴力団排除条例第2条第1項第1号及び第2号に該当しないものであること。
- (6) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでおり、過去5年以内に、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること。

6. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期間：令和7年10月15日（水）から令和7年10月21日（火）まで（休日を除く。）9時00分から17時00分まで
- (2) 提出方法：書面（様式1）により、持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。
- (3) 回答方法：回答は山鹿市ホームページに掲載する。個別には回答しない。

7. プロポーザル参加表明書の提出

- (1) 提出期間：令和7年10月15日（水）から令和7年10月24日（金）まで（休日を除く。）9時00分から17時00分まで
ただし、上記質問書を提出する場合は、参加表明書と質問書を同時に提出すること。
- (2) 提出方法：書面（様式2）により、持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

8. プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。

9. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式3） 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本8部

任意様式、原則としてA4版（A3折込は可）、両面印刷可

提出書類の内容は、「山鹿市立小中学校タブレット端末整備調達賃貸借等業務提案書等作成要領」を参照すること。

(2) 提出期限等

① 提出期限：令和7年11月4日（火）17時00分まで（必着）

② 提出場所：山鹿市教育委員会 学校教育課

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

10. プレゼンテーション及び提案審査について

プレゼンテーション及び提案審査を以下のとおり実施するので、提案書等を提出した者は参加し、プレゼンテーションを行うこと。

- (1) 実施日 令和7年11月20日（木）予定 ※詳細については、別途通知する。

(2) 実施場所 山鹿市役所

(3) 出席者 最大5名

(4) 審査方法

提案内容の審査は、審査委員会が行い、企画提案書、見積書、プレゼンテーション等の内容を評価し、審査基準を点数化した評価項目で採点し決定する。

(5) 評価基準

評価は、「山鹿市立小中学校タブレット端末整備調達賃貸借等業務に係るプロポーザル企画提案審査基準」に基づき行う。

(6) 提案内容の説明

- ① 説明時間は25分以内とする。
- ② 企画提案書に沿って説明すること。
- ③ 質疑応答は説明終了後、15分以内とする。
- ④ プレゼンテーションに当たり機材等を使用する場合は、事前に申し出ること。

(7) その他

やむを得ず参加を辞退する場合は、令和7年11月14日（金）17時00分までに辞退届（様式5）を提出すること。

11. 審査項目及び配点

評 価 項 目		審査員一人当たりの配点
1	基本事項	15点
2	事業内容等に関する事項	25点
3	通信・セキュリティに関する事項	20点
4	物品の構成等に関する事項	15点
5	その他	10点
6	見積価格に関する事項	15点
合 計		100点

12. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 参考見積書のコ額が見積限度額を超過したもの

13. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌開庁日以降に、結果（受注候補者の名称、点数、参加業者の称、受注候補者以外の点数）を山鹿市ホームページに公表する。

14. 契約に関する事項

提出された提案書の内容に基づき、受注候補者と基本仕様及び契約内容の交渉を経て、随意契約により締結する。

なお、契約締結の際は、受注候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

また、受注候補者が辞退その他の理由で契約の交渉ができない場合は、受注次点候補者と契約の交渉を行うものとする。

15. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行う場合があります。
- (3) 提出書類は返却いたしません。また、提出者の特定以外には提出者に無断で使用することはありません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 山鹿市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受注候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については、特定後の開示とします。

16. 担当部署（提出・問合せ先）

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3

山鹿市教育委員会 学校教育課 学校教育指導室

（電話）0968-43-1391 （FAX）0968-43-1218

（メールアドレス）gkyoh@city.yamaga.kumamoto.jp